

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆特にありません

●本部等の行事

月	日	曜	内 容
8	4	火	合同委員会（社会貢献委員会・広報委員会） 11:00 ~ 12:00 於：事務局会議室
8	6	木	事業研修委員会 15:00 ~ 16:00 於：事務局会議室
8	19	水	総務委員会 11:00 ~ 12:00 於：事務局会議室
8	21	金	改正税法説明会 15:00 ~ 16:30 於：福岡ガーデンパレス
8	28	金	第9回通常総会 11:00 ~ 12:00 於：ソラリア西鉄ホテル
8	28	金	理事会 12:30 ~ 13:30 於：ソラリア西鉄ホテル
9	3	木	会員増強合同小委員会（組織委員会・厚生委員会） 11:00 ~ 12:00 於：事務局会議室

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
8	12	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於：福 新 楼

●女性部会の行事

特にありません

(I) 税務カレンダー

- 8月11日 ● 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 8月31日 ● 6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- 3月、6月、9月、12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
 - 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）

8月において都道府県の条例で定める日

- 個人事業税の納付（第1期分）

8月において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

(II) 知らないで損する税情報

2020年度第2次補正予算 -家賃支援給付金-

税理士 堤 一 博

第2次補正予算で決定した『家賃支援給付金』の申請受付が、令和2年7月14日から始まります。この給付金は、5月に延長されたコロナ禍の緊急事態宣言などで、売上が減少した事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃（賃料）の負担軽減を目的に、賃借人である事業者に対する給付金です。

申請要領については、経済産業省のHPにアップされていますので、ご確認いただくとして、この給付金制度の概要を説明します。

まず、給付金の申請は、2020年7月14日から2021年1月15日までで、この締め切りまでに申請の受付が完了したもののみが対象となります。

また、下記のとおり、給付額算定が申請時の直近1か月における支払賃料に基づき算定されますので、ご注意ください。

次に、法人の場合の対象者は、次の4つの要件のすべてを満たす事業者です。

申請には、持続化給付金申請の際と同様の①本人確認書類、②売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳など）のほかに、③賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）、④申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）が必要とされています。

このうち②に関連して、直前の確定申告が完了していない場合の「確定申告書類の例外」があり、原則としては確定申告書の写しの添付が必要のところ、2019年の売上については、税理士の署名・捺印のある売上台帳でもよいとしています。2020年の売上については、別途売上台帳の提出が必要です。

法人の給付額の算定方法は、右記のとおりで、申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づいて算定した給付額の最大6倍とされています。

支払賃料（月額）	給付額（月額）
75万円以下	支払賃料×2/3
75万円超	50万円＋〔支払賃料の75万円の超過分×1/3〕 ※ただし、 <u>100万円（月額）が上限</u>

したがって、法人の最大給付額は600万円となります。

支払賃料には、管理費や共益費も基本的には含まれますが、管理費や共益費が賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、給付額算定の対象に含まれないこととしています。支払賃料（賃料、管理費、共益費）は、消費税などを含んだ金額です。

また、この支払賃料には、駐車場や資材置き場等として事業の用に供している土地の賃料も含まれますので、ご注意ください。

賃貸契約については、

①	2020年3月31日の時点で有効な賃貸借契約であること
②	申請日時点で、有効な賃貸借契約があること
③	申請日より直前3か月間の賃料の支払いの実績があること

のすべてに該当している必要があります。

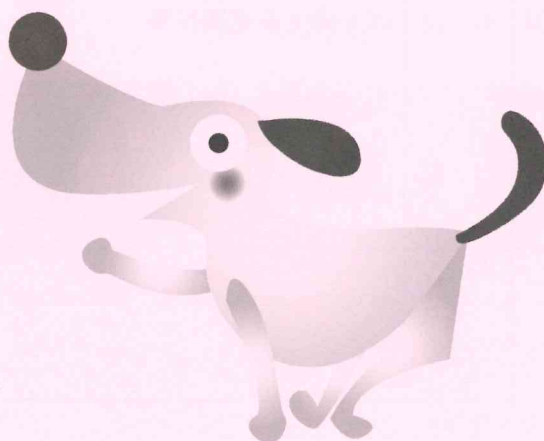
また、次に該当する契約は、対象外とされています。

①	転貸（又貸し）を目的とした取引
②	賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引（自己取引）
③	賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の親族である取引（親族間取引）

2020年1月～3月に創業した新規開業者は、対象外とされているようですが、『家賃支援給付金申請要領（申請のガイダンス）中小法人等向け原則（基本編）第一版』のP15には、「・・・給付の対象にする方向で検討しており、その申請要領は、準備が整い次第、公表いたします。」と記載されていて、中小企業庁は新規開業者も給付の対象とする考えのようなので、注意が必要です。

また、申請の際には、所定様式による自署の誓約書の添付も必要ですので、申請ガイダンスなどをよくお読みいただき、記載事項や添付資料の漏れがないようにしてください。

この制度の趣旨が支払い賃料のある法人の事業継続を支援することであり、速やかな助成にあるので、基本的には、法人の内部資料を使用することで、申請が可能です。しかしながら、それなりに準備作業が必要ですので、早めに準備に着手して、顧問の税理士さんなどと十分に検討して、積極的に活用してください。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2020	8	21(金)	15:00～16:30	本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス
		28(金)	11:00～12:00	本部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
			12:30～13:30	本部	理事会	ソラリア西鉄ホテル
	9	8(火)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		10(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 1/2回目	サンセルコビル7F
		11(金)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 2/2回目	サンセルコビル7F
		14(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 1/2回目	サンセルコビル7F
		15(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 2/2回目	サンセルコビル7F
	10					
	11	16(月)	14:30～17:00	本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		24(火)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル
	12					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症関連で、中止若しくは延期する場合があります。